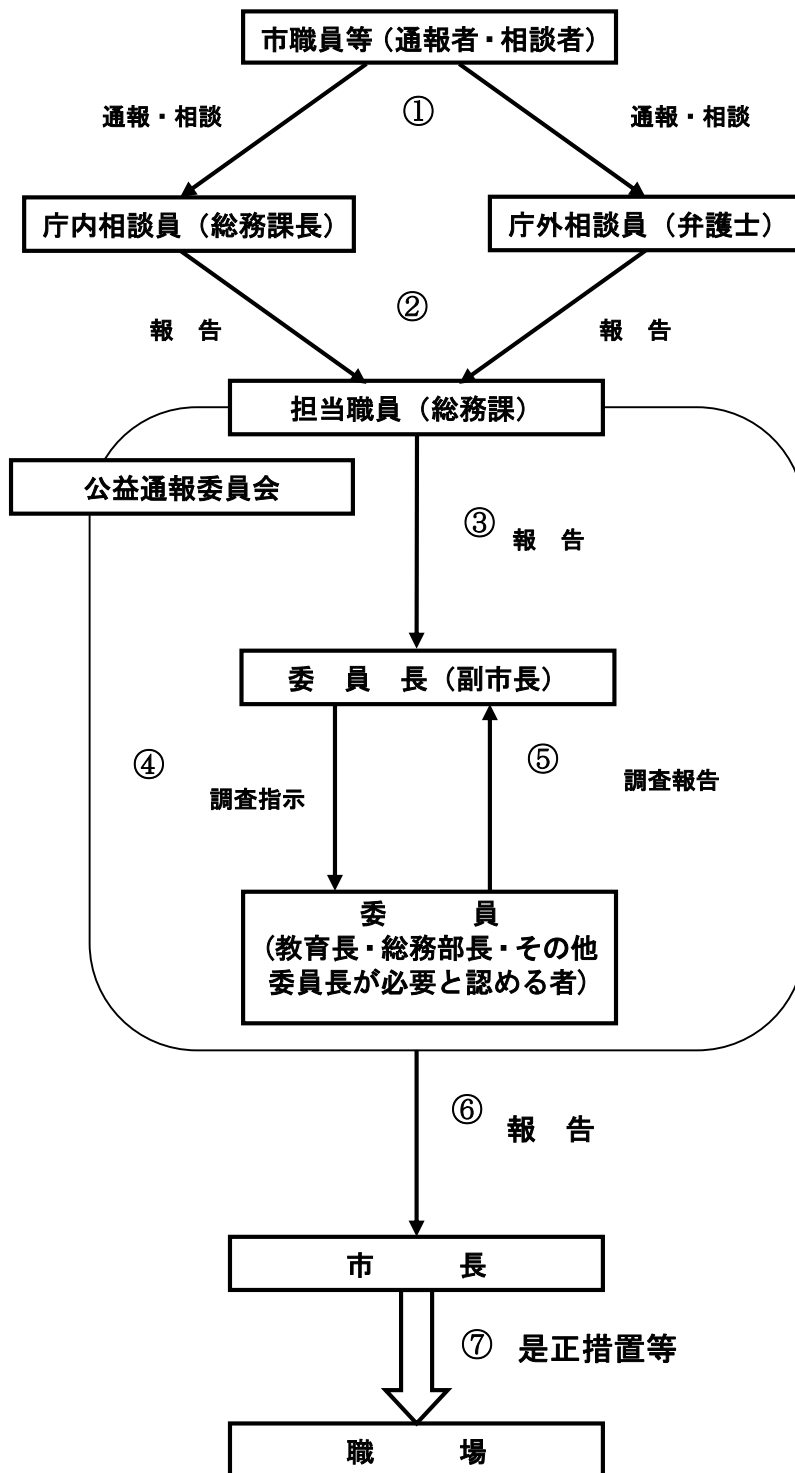


瑞浪市公益通報に係る組織体制



①市職員等は、事務事業を行う中で法令違反行為を知ったり、職員倫理に反する行為を見かけたら、庁内相談員又は庁外相談員へ通報・相談をする。

②庁内相談員又は庁外相談員は、通報者の相談に対応するとともに、通報等を速やかに公益通報委員会担当職員（総務課行政係長）へ報告する。

③公益通報委員会担当職員は、事実関係を確認して公益通報委員長へ報告する。

④委員長は、調査開始の必要性を判断し、特定の委員に対して調査を指示する。また、必要に応じて委員会を開催する。

⑤調査を指示された委員は、対応策を検討のうえ調査を開始する。また、調査結果を委員長へ報告する。

⑥公益通報委員会は、調査結果に基づき法令違反に該当するか等の調査の評価、原因の究明、再発防止策の提言等の判断を行う。

⑦市長は、公益通報委員会からの報告を受けて、必要な是正措置等を講じる。

※通報者に対しては、必要に応じて随時フィードバックを行う。